

厚生労働省・障害児支援関連検討会における

母親の就労についての議論に関する一考察

美浦 幸子¹

A Study on Discussion about Employment of Mothers of Children with Disabilities at Meetings of the Investigative Commission of Ministry of Health, Labor and Welfare about Support for Children with Disabilities

MIURA Sachiko

1. はじめに

1.1 問題の所在

障害児の母親の就業率は低く (Ejiri・Matsuzawa, 2017; 春木, 2019; 松澤ら, 2019; 美浦, 2022-b)、就労困難・制約に関連する要因として「子どもの障害種・状態、障害特性、ケアによる影響に加え、障害児の親には仕事と子育ての両立支援が限定的で、障害児通所支援は親の就労支援を目的に含まず、両立支援はしない」(美浦, 2023) ことが指摘されている。美浦 (2021-b) によると、特別支援学校在籍児童生徒の母親が就労支援として福祉サービスに望むことで最も多かったのは、就労者、未就労者共に、障害児通所支援 (以下、障害児支援) である「放課後等デイサービスの夏休み等学校休業日の時間延長」であった。

障害児支援は 2012 年に開始され、この間、仕事と子育ての両立支援が推進され、母親には放課後等デイサービス (以下、放デイ) による就労支援へのニーズがあり、先行研究においては放デイによる就労支援の必要性が指摘されてきた (春木, 2015; 丸山, 2015; 山本, 2017; 下無敷ら, 2018; 美浦, 2019; 美浦, 2021-a; 美浦, 2022-a; 泉, 2023)。保護者の就労支援を「障害児通所支援の役割の一つと考えるべき」と「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書」(厚生労働省, 2021-f) に記載されたのは 2021 年である。

柏女 (2015) によると、報告書における「提言はあくまで方向性を示すもの」であるが、「提言に基づき、報酬改定や法改正のための実質的な議論が進められていく」ため、検討会は重要な役割を担っている。そこで本研究では、厚労省における障害児支援関連の検討会において、母親への就労支援とその在り方がどのように議論されてきたのかを検証する。検証結果は、障害児支援開始後、就労支援を役割の一つとする提言がなされるまでに時間を要した要因および障害児の母親の就労支援を議論する際の今後の課題を明らかにするであろう。

¹ 昭和女子大学現代ビジネス研究所研究員

1.2 先行研究

障害児支援が保護者の就労支援を目的にしていなかったことについて、丸山（2013）は「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」（厚生労働省，2008-b）において「放課後や夏休み等の居場所の確保」について、「障害児の保護者の仕事と家庭の両立を進めるという観点や、レスパイト（一時的休息）の支援を行うという観点からも、重要な課題となっている」と述べられており、2011年10月31日の障害保健福祉関係主管課長会議資料「放課後等デイサービスの概要」（厚生労働省，2011）に「家族の勤務等を考慮した開所時間の設定」という文言があったことから、「保護者の就労を支える役割が想定されていることがうかがえる」と指摘した。丸山（2018）は同報告書から「保護者の就労支援を放課後デイの役割から除外することは、放課後デイの制度が創設された趣旨に反するはずである」と述べている²。

美浦（2021-b）は「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」（厚生労働省，2014-b）において就労支援の在り方が「障害児支援が一般施策としての子育て支援よりも優先して利用されるような状況になると、障害児本人の地域社会への参加・包容の観点から問題との指摘もあり、バランスをとる必要がある」とされたことから、「インクルージョンの観点から、学童保育を優先利用させるよう、放デイの開所時間を学童より抑制することでバランスをとる必要があるとの解釈ができるだろうし、実際にそうされてきた」と述べた。

春木（2023）は「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」（厚生労働省，2008-b）「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」（厚生労働省，2014-b）について「理念上では、子どもの障害の有無にかかわらず母親が就業するということが重要視されてきた」が、「放課後等デイサービスガイドライン」（厚生労働省，2015-b）「児童発達支援ガイドライン」（厚生労働省，2017-b）では母親、保護者の就労について触れていないことを指摘した。

先行研究はいずれも報告書を用いており、議事録を検証した研究はなかった。

2. 研究対象と方法

2.1 研究対象

厚労省において障害児支援に関する議論が行われた以下の検討会議事録、報告書を研究対象とする。検討会提出資料については、議事録で言及された箇所のみを対象とする。

- ① 障害児支援の見直しに関する検討会（2008年3月18日～7月22日／11回）（以下、2008。報告書は2008報告書とする。以下、同様）
- ② 障害児支援の在り方に関する検討会（2014年1月31日～7月9日／10回）（以下、2014A）
- ③ 障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会（2014年10月6日～2015年2月26日／4回）（以下、2014G）
- ④ 児童発達支援に関するガイドライン策定検討会（2016年11月28日～2017年5月23

² 丸山（2018）は放デイによる就労支援を排除するような方向が示されているとし「放課後デイについての国の費用額が増加するなか、その費用額を抑制するような政策が進められてきている」と述べている。

日／5回) (以下、2016)

- ⑤ 障害児通所支援の在り方に関する検討会 (2021 年 6 月 14 日～10 月 13 日／8 回) (以下、2021)
- ⑥ 障害児通所支援に関する検討会 (2022 年 8 月 4 日～2023 年 3 月 14 日／11 回) (以下、2022)

2.2 分析項目と方法

議事録、報告書を通読し、母親の就労に言及のある箇所を抽出する。抽出した箇所を精読し、以下の各点についての記述を整理し、分析、考察する。議事録では、「母親、お母さん」のほかに、「保護者、家族、親」との表記がある。2021 報告書には、「母親の就業率」「障害のある子の保護者（とりわけ母親）も就労を継続できる社会を目指す観点からは」等の記載があり、「保護者、家族、親」は母親を指す可能性があるかと判断し、本研究では「母親」を基本に、適宜、「保護者」を用いる。

[1] 報告書における就労支援の記述

報告書から就労関連の記述を抽出し、提言の変遷を確認する。

[2] 就労支援の議論の状況

議事録から厚労省による就労支援に関する論点提示の有無と就労支援、就労支援の在り方について発言した委員・構成員の人数を整理する。発言の内、就労抑制に類する発言をまとめる。

[3] 就労支援の在り方についての意見

2012 年の障害児支援開始以降の議事録から構成員、ヒアリング団体が発言した就労支援の在り方について、子ども・子育て支援（以下、子育て支援）と障害児支援に関する意見を未就学期、学齢期、就労支援の在り方全般に分類、整理する。

[4] 就労に関連するデータ・調査

議事録から母親の就業率に関する発言、就労状況への認識を表にまとめる。続いて、厚労省が就労に関連して提示したデータを表に整理する。

3. 結果

[1] 報告書における就労支援の記述

報告書における就労支援に関する記述を表 1 にまとめた。表記は原文のままとした（以下、同様）。なお、2021 報告書、2022 報告書には就労支援の記述が複数あり、この内、就労支援を担う事業に関する記述を抜粋した。

2008 報告書では男女共同参画の視点も踏まえた支援の必要性、2014A 報告書では障害児支援の役割も大きい、子育て支援よりも優先して利用されると障害児の地域社会への参加・包容の観点から問題との指摘があり、バランスをとる必要があると記載された。2014G 後の「放課後等デイサービスガイドライン」、2016 後の「児童発達支援ガイドライン」に就

労支援の記述はなかった。2021 報告書では就労支援を障害児通所支援の役割の一つと考えるべきとの記載と、地域ごとに他事業と共に支援体制を構築する必要性が記載され、2022 報告書では児童発達支援(以下、児発)、放デイにおいても対応することが重要との記載と、インクルージョンの推進、他事業との体制整備の必要性が記載されていた。

表 1 報告書における就労支援に関する記述 (筆者作成)

検討会	報告書
2008	家族の形は様々であると考えられるが、障害児のいる家族にあっても、男性も女性も共に働き共に子育てをする男女共同参画の視点も踏まえた支援が必要である。
2014A	本検討会では、子どもに障害があるからといって就労が制限されるようなことはあってはならないという考え方が共有された。保護者の就労等によりその監護すべき児童が保育を必要とし、保護者から申し込みがあった場合は保育所において保育することとされているが、保護者の就労支援の観点からは障害児支援の役割も大きい。障害児支援が一般施策としての子育て支援よりも優先して利用されるような状況になると、障害児本人の地域社会への参加・包容の観点から問題との指摘もあり、バランスをとる必要があるが、一般施策における対応が著しく困難であるような濃密な支援を要する場合等においては、保護者の就労のための支援という観点も含めて一体的な対応を進めることが必要である。例えば、重症心身障害児に対して療育を行っている通所支援における受入時間の延長を報酬上評価すること等も考えられる。厚生労働省においては、これらの観点を踏まえつつ、今後望ましい在り方について検討すべきである。
2014G	「放課後等デイサービスガイドライン」に記載なし
2016	「児童発達支援ガイドライン」に記載なし
2021	<p>○さらに、障害児通所支援の役割は、障害のある子どもに発達支援を提供することではあるが、障害のある子の保護者(とりわけ母親)も就労を継続できる社会を目指す観点からは、発達支援の提供を通じて保護者の就労を支えることも、障害児通所支援の役割の一つと考えるべきである。</p> <p>○その際は、障害児通所支援の役割にこうした側面があることを踏まえて、地域ごとに日中一時支援事業や保育所、放課後児童クラブや放課後子ども教室などの役割分担を踏まえた支援体制を構築する必要がある。</p>
2022	<p>○乳幼児期における保護者の就労等による預かりニーズについては、一義的には保育所等が対応すべきとも考えられるが、家族全体を支援する観点から、児童発達支援においても対応することが重要である。</p> <p>○乳幼児期における保護者の就労等による預かりニーズに対応するためには、保育所等における障害児の受け入れを充実していくことが重要であり、インクルージョン推進の取組をより一層推進する必要がある。</p> <p>○学童期・思春期における保護者の就労等による預かりニーズについては、家族全体を支援する観点から、放課後等デイサービスにおいても対応することが重要である。</p> <p>○インクルージョン推進の取組をより一層推進し、放課後児童クラブ、児童館、その他、民間の学習塾や習い事等における障害児の受け入れの充実を図るとともに、障害児の日中一時支援や行動援護、移動支援の推進等により、各自治体において、学童期・思春期における保護者の就労等による預かりニーズに対応できる体制の整備を進める必要がある。</p>

[2] 就労支援の議論の状況

議事録から厚労省による就労支援に関する論点提示の有無と、就労支援に関する賛否等の意見、就労支援の在り方、事例について発言した委員・構成員の人数を表 2-1 にまとめた。発言の内、座長による論点提示、議論の小括、構成員による質問文は対象外とした。続いて、就労抑制に類する発言を発言者名、肩書（当時）、検討会—実施回、発言の順に（以下、同様）表 2-2 にまとめた。

厚労省による論点提示は 2008、2014A、2014G、2021、2022 であり、2016 でなかった。発言者数は 2008 で 17 人中 2 人、2014A で 19 人中 6 人、2014G で 16 人中 4 人、2016 で 17 人中 0 人、2021 で 14 人中 7 人、2022 で 16 人中 10 人であった（表 2-1）。

就労時間の抑制を含め、就労抑制に類する発言をしたのは 2 構成員と構成員欠席時の 1 代理であり、理由として、国家的な労働力確保に対しバランスを取るのが大事だと思うため、課題の多い子どもが家庭でしっかりサポートを受けてもいいと思うため、障害者のサービス時間延長につながらないように、児発で子どもと一緒に育てるためが挙げられた（表 2-2）。

表 2-1 就労支援に関する論点の有無と就労支援への意見・在り方についての発言者数
 (筆者作成)

検討会	2008	2014A	2014G	2016	2021	2022
論点の有無	△※1	○	○	—	○	○
人数	17 人中 2 人	19 人中 6 人	16 人中 4 人	17 人中 0 人 ※2	14 人中 7 人	16 人中 10 人 ※3

※1 当初はなく、委員からの意見を受けて第 8 回に論点として加えられた。

※2 第 1 回に構成員から「就労支援をどこまで入れるのか」との発言があったか、それ以降に関連発言はなかった。

※3 10 人の他に代理 1 人が発言していた。

表 2-2 就労抑制に類する発言 (筆者作成)

<p>加藤正仁・一般社団法人全国児童発達支援協議会会長 (2014A-7)「確かに、今日の社会状況の中で、国家的な課題として、働く人たちのいろいろな意味で確保することは大きな課題になっていることはよくよく分かるのですが、放課後でのときにも申し上げたように、やはりその辺りのバランスをどう取るかが大事かと思うのです。」 / (2022-10)</p> <p>「保育所の就労の問題ですけれども、前から女性の就労の問題についてはもちろん国際的な、時代的な一つの趨勢だと思いますし、女性の権利という意味でも、人権という意味でもそれは間違っていないと思うのですけれども、私が思うのは、ある時期、ある期間、やはり家庭でしっかりその課題を抱えた、課題の多いお子さんについてのサポートをしっかり受けるということがあっていいのではないかと思うところです。」</p> <p>石橋吉章・一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会副会長 (2014G-2)「保護者の就労支援の、この「就労支援」という文字は、預り時間に結び付かないようにしておかないといけないのではないかと思います。というのは、社会に出ますと今のデイの時間は、東京近郊だと、送迎時間もありますと、大体 3 時とか 3 時半に施設を離れて、1 時間ですから 4 時半で、逆にデイのほうの、今の居宅介護サービスのほうを時間延長してくれという要望につながります。」</p> <p>岸代理 (加藤) (2022-6)「就労支援に関しては、現場的な意見なのですが、児童発達支援に関しては、お母さんたちに仕事を少しセーブしながら子どもたちと一緒に育てようよというスタイルで関わっていきます。」※1</p>
--

※1 岸は小学生高学年の親には仕事を勧めることが多いとしているが、「親御さんの就労等を活用しながら子どもさんの自立を進めていくなどということも、多様な使い方があると感じております」と、親への就労支援としては語っていない。

[3] 就労支援の在り方についての意見

議事録から子育て支援（保育所等、放課後児童クラブ<学童保育>）と障害児支援に関する構成員、団体による意見と発言者数を、未就学期、学齢期、就労支援の在り方全般に分類し、表 3 にまとめた。表中、「自発による就労支援」「放デイによる就労支援」には必要、要望等の肯定的意見を含めた。2014A では団体から就労支援に関する発言がなく、2014G では団体ヒアリングがなく、2016 では発言がなかったため省略した。なお、同一構成員が複数意見を発言した場合、同一構成員、団体が複数の検討会で同内容の発言をした場合がある。

未就学期では、就労支援は保育所とする意見と、保育所での受け入れ困難の指摘、受け入れ拒否事例、親の心情に配慮する意見があった。保育所とする理由に、自発は保育所に行くための後方支援とする意見、就労のための預かりと発達支援・療育を区別する意見があった。自発では、自発と他サービスによる就労支援の紹介、自発での就労支援に肯定的な意見、保育所等に入れない場合の自発での対応と保育所への移行支援をとの意見、就労支援は自発の目的ではないとの意見、重症児の場合、自発での就労支援は困難、自発・保育所での複数パターンでの試みの提案があった。保育所とする意見は構成員・代理のみで、保育所での対応不十分の指摘、自発での就労支援は構成員、団体からあった。

学齢期では、学童保育では中高生が対象外との指摘、通えている重心児・医療的ケア児は少ないとの指摘があった。放デイでは、放デイと他サービスによる就労支援の紹介、放デイによる就労支援に肯定的な意見、発達支援と就労支援を分けた仕組みの議論をとの意見、放デイと日中一時支援³を整理する必要との意見があった。放デイによる就労支援は構成員、団体からあった。

就労支援全般では、高等部卒業まで制度的に担保する必要、子育て支援と障害児支援で仕組みを作ればよい、自発・放デイだけでない、さまざまな社会資源による地域での支援体制の構築が必要との意見があった。

³ 家族の就労支援には日中一時支援等を活用するよう通知が出されたが（厚生労働省 2016）、地域生活支援事業における任意事業で利用者が少ない（美浦 2021-b）。

表 3 子育て支援と障害児支援による就労支援についての意見（筆者作成）

	2014A 構成員	2014G 構成員	2021 構成員	2021 団体	2022 構成員	2022 団体
未就学期						
就労支援は保育所、自発は後方支援	1					
就労支援は保育所、預かりと発達支援・療育を区別					3 ※1	
重心児・医療的ケア児の保育所受け入れ困難				1	1	2
外国人発達障害児の保育所受け入れ拒否事例					1	
個別対応が必要など、保育園では難しい条件					1	
親が保育所ではしんどいと思うときがあるかもしれない					1	
自発+日中一時支援による就労支援事例	1		1			
自発+居宅訪問型保育による就労支援事例						1
自発による就労支援				2	2	2
保育所等に入れない場合、自発での対応と保育所への移行も					1	
就労支援は自発本来のメインの目的ではない			1			
重症児の場合、自発での就労支援は困難。自発の時間延長と保育所への看護師配置の複数パターンで					1	
学齢期						
中高生は学童保育対象外			1		1	1
放課後児童クラブに通っている重心児・医療的ケア児は限りなく少ない						1
放デイ+日中一時支援での就労支援事例	1					
放デイによる就労支援		2	3	2	3	5
放デイでは発達支援と就労支援を分けた仕組みの議論を			1		1 ※2	
放デイと日中一時支援を整理する必要					1	
就労支援の在り方全般						
高等部卒業まで制度的に担保する必要	1					
子育て支援と障害児支援で仕組みを作ればよい	1					
自発・放デイだけでなく、子育て支援、日中一時支援等、地域での支援体制の構築が必要			1		1	

※1、2 代理 1 人を含む。

[4] 就労に関連するデータ・調査

議事録から母親の就業率に関する発言、就労状況への認識を表 4-1 にまとめた。就業率について資料提示があった場合には、発言後に資料に記載された数値を付記した。続いて、厚労省が就労に関連して提示したデータとそれに対するコメント、調査名（出典）を表 4-2 にまとめた。

2008 では低就業率・就労困難、2014A では就業率上昇の認識が示されたが、数値の提示はなかった。2014G、2016 では発言がなかった。2021 では就業率上昇と低就業率の認識が混在し、数値の提示が複数あった。2022 では就労困難の認識と就労増加の認識が混在し、数値の提示はなかった（表 4-1）。

厚労省が就労関連データを提示したのは 2021 のみで、女性の就業率の上昇、保育所、障害児保育、放課後児童クラブ、自発の利用児童数の増加、長時間預かりの保護者ニーズ、手助けや見守りが必要な児童を持つ母親の就業率の上昇、放デイの平日平均利用時間から約 2 割の事業所がフルタイム対応しているとの仮定を示した。データは複数の調査に依拠していた（表 4-2）。

表 4-1 就業率、就労状況の認識 (□は就業率上昇、■は低就業率・就労困難の認識。下線は就業率)

(筆者作成)

<p>柏女霊峰・淑徳大学教授 (2008-5) 「共働き率なども低いのではないかと考えられますが、」</p> <p>宮崎英憲・東洋大学教授 (2008-8) 「一旦、支援施設などに通園させることになると、親御さんからは「もう仕事ができないよ」と。厳しい状況に立たされるというようなことをよく言われています。」</p>
<p>日本発達障害ネットワーク (2014A-3) 「保護者が通級の送り迎えをすることについて、これだけ共稼ぎの人が増えたので難しいということでした。」</p> <p>全国特別支援教育推進連盟 (2014A-4) 「保護者の就業率も上昇している中、」</p> <p>片桐公彦・特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク事務局長 (2014A-9) 「特に自立支援法になって、総合支援法になってから、子どもがサービスを始めた頃は、働けないお母さんたちがたくさんいて、10年、12年たったときにかなり働く人たちも多くなってきて、」</p>
<p>有村大士・日本社会事業大学准教授 (2021-1) 「障害のあるお子さんを育てている御家庭で、共働きの御家庭が増えているということですが、」</p> <p>柏女霊峰・淑徳大学教授 (2021-1) 「障害児を育てる親の就労がどのくらい増加しているかは分かりませんが、それがかなり増加している。」</p> <p>全国医療的ケア児者支援協議会 (2021-2) 「障害児の5歳児以下、未就学のお子さんに関して言うと、主な介助者はほとんど母親になりますが、就業率が47.8%と非常に低くなってきております。」</p> <p>厚労省・鈴木障害児支援専門官 (2021-2) 「11 ページは、国民生活基礎調査について、障害保健福祉部において特別集計したものですけれども、「手助けや見守りが必要な児童を持つ母親の就業率の推移」で、手助けや見守りが必要な児童(末子で6歳以上に限る)を持つ母親の就業率(※1)は、手助けや見守りを必要としない児童の母親の就業率と比べて低いものの、平成25年度以降上昇してきているということで、※1 68%</p> <p>障害のある子どもの放課後保障全国連絡会 (2021-3) 「参考資料(※2)としては、保護者の就労がどんなに少ないか、※2 正規職12.8%、パート/アルバイト40.9%、働いていない31.6% 2018年「北海道・札幌市の子どもと家族の生活」より</p> <p>北川聡子・公益財団法人日本知的障害者福祉協会副会長 (2021-6) 「この間、放課後を使っている6年生のお母さんたちの懇談をしたところ、8割の方が働いていましたが、」</p>
<p>全国医療的ケア児者支援協議会 (2022-2) 「保護者がなかなか就労できなかったりとか、長時間働くことができなかつたりとか、もしくは会社を辞めざるを得なかつたり、そういったケースが多発しているというところがございます。」</p> <p>全国重症心身障害児(者)を守る会 (2022-2) 「超重症児は難しいのですが、医療的ケアのある子どもたちの親御さんの就労はどんどん進んできています。(略)フルタイム就労も、実現可能となってきつつあるようです。」</p> <p>障がい児及び医療的ケア児を育てる親の会 (2022-3) 「非正規での再就職もままならないのが現実」</p> <p>木村真人・一般社団法人全国重症心身障害日中活動支援協議会事務局長 (2022-3) 「医療的ケア児・重症児の親御さんが、フルタイマーとして今まで築いたキャリアを捨てることなく、継続してフルタイムで働き続けることのハードルは極めて高い。」 / (2022-7) 「軽い障害児の親御さんでもなかなか就労というのは難しいハードルがあるのだと。」</p>

表 4-2 厚労省が就労に関連して言及したデータ（筆者作成）

検討会	内容→コメント	調査名（出典）
2021-1	女性の就業率→上昇 保育所等の利用児童数→増加 放課後児童クラブの利用児童数→増加	総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省子ども家庭局「保育所等関連状況取りまとめ」「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（第 1 回資料 3）
2021-2	（平成 26 年度から令和元年度にかけて） 児童発達支援の利用児童数→3.3 倍 20～44 歳の女性の就業率→7% 上昇 保育所の利用児童数→1.2 倍 障害児保育の利用児童数→1.4 倍	調査名記載なし（第 2 回資料 5）
	保護者のニーズ→「長時間預かってくれること」の回答割合は 20.9%※	令和 2 年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究—放課後等デイサービスの在り方—」（第 2 回資料 5）
	手助けや見守りが必要な児童を持つ母親の就業率→手助けや見守りを必要としない児童の母親と比べて低いものの、平成 25 年度以降上昇	「国民生活基礎調査」を障害保健福祉部において特別集計（第 2 回参考資料 4）
2021-3	保護者のニーズ（2021-2 と同一）	（第 3 回資料 6）
	放デイの平日平均利用時間→平日 6 時や 7 時利用の事業所は 17.6%でフルタイムに 2 割くらいが対応していると仮定できる	財務省・予算執行調査（第 3 回資料 6）

※質問の選択肢に就労支援はなかった。

4. 考察

各検討会では母親への就労支援の必要性が認識され、2021 報告書において就労支援を障害児支援の役割とする提言が出されていた。就労支援、就労支援の在り方について発言した委員・構成員は、大半の検討会において半数以下であり、就労抑制に類する発言をした構成員がいた。就労支援の在り方として子育て支援との関連、障害児支援における発達支援と就労支援の区別か両立かが主な論点となっていた。就労に関する調査データは 2021 のみで提示され、複数調査に依拠していた。

厚労省が提示したデータは女性の就労支援ニーズの高まりを示唆したが、障害児の母親の就労支援を検討する目的で当事者ニーズや実態を調査したものではなかった。検討会における就業率の初出は 2021 の団体ヒアリング⁴であり、それ以前は推測、伝聞、経験に基づき、就労状況が認識されていた。調査に基づかない提言は、当事者のニーズ、実態に合わ

⁴ 出典は美浦（2021-a）、就業率は「世田谷区障害者（児）実態調査報告書（令和 2 年 3 月）」による。

いことになり得る。

2014A 報告書では障害児の地域社会への参加・包容の観点から子育て支援が障害児支援より優先利用されないよう、障害児支援による就労支援を抑制したといえよう。構成員に「就労支援は保育所、自発は後方支援」との意見があり、後方支援について検討会座長であった柏女（2015）は「障害児に固有のサービスが充実すればするほど障害児の困り込みが進んで、健常児とのあたりまえの生活が阻害される可能性があることにかんがみ、あえて後方支援という用語を象徴的に用いることで、障害児が健常児と同じ社会に包容されることが究極の目的であることを強調することとした」と述べている。しかし、みずほ情報総研（2017）によると、保育所での障害児の受け入れに4割弱の市区町村が年齢（3歳児以上）、障害程度（主に中程度まで）、集団保育の可否、医療的ケアの必要性がないこと等、独自基準を設けており、子育て支援利用は母親の選択、障害児支援の拡充以前に、自治体に阻害されている場合がある。また、中高生は学童保育対象外である。2014A 報告書では自治体、制度の状況によっては子育て支援を利用できない実態を踏まえ、実態に即した母親への支援よりも構成員である専門家の意見、理念が優先されたといえよう。

2021 では厚労省から就労関連データの提示、構成員、団体共に子育て支援での対応が不十分であることの指摘、障害児支援での就労支援を肯定する意見があり、子育て支援を含む他事業と共に就労支援を障害児支援の役割とする提言が出された。2022 では構成員、団体共に子育て支援での対応が不十分であることの指摘と障害児支援での就労支援を肯定する意見が増加し、提言は報酬改定の議論⁵につながった。一方、子どもへの発達支援と母親への就労支援を区別する意見が構成員・代理にあった。保育所に入れない場合の対策には言及がなく、専門家による発達支援優先の意見であったと推察される。また、就労抑制に類する発言において、母親の子育て・ケア役割に言及した構成員・代理がいた。藤原（2002）は「障害児教育や療育の専門家は、母親が子どもの養育に専念することを評価し、障害児への対応を最優先にすべきであるという発想を示してきた」と述べており、発達支援優先と性別役割分業を一体的に捉えた専門家による意見であったといえよう。

就労支援を障害児支援の役割とする提言が出されるまでに時間を要した要因として、2014A において厚労省が検討に必要な調査データを提示せず、実態に即した母親への支援よりも限られた専門家の理念が優先されたことが示唆された。障害児支援の役割とする2021の提言以降も、母親への支援より専門家の意向に基づいた意見があった。障害児の社会への包容、発達支援、母親の就労に優先順位をつけずに一体的に支援しなければ、母親の「勤労の権利」（憲法第二十七条）を侵害し得る。

2023年4月、こども家庭庁が発足し、障害児支援は支援局、子育て支援は成育局の管轄となった。子ども・子育て支援法第六十一条4には「市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び

⁵ 保護者の就労に対応する延長支援加算見直しの方向性が示された（厚生労働省・こども家庭庁 2023）。

地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない」とあり、保護者のニーズ調査が実施されている。今後、こども家庭庁においてはエビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング（証拠に基づく政策立案）の観点からも、障害児支援に関して就労を含む保護者のニーズ調査を実施し、子育て支援の利用可否の状況、就労支援対応の障害児支援事業所数の調査等も合わせ、調査結果に基づいて施策の在り方を検討することが必要だと考える⁶。

5. 終わりに

各検討会において母親への就労支援の必要性が認識されながら、就労支援を障害児支援の役割とする提言が出されるまでに時間を要した要因として、2014A で厚労省が検討に必要な調査データを提示せず、実態に即した当事者への支援よりも専門家の理念が優先されたことが示唆された。2021、2022 では障害児支援による就労支援が提言され、2024 年度報酬改定における延長支援加算の見直しの方向性が示されたが、支援時間を延長するかは事業所次第であるため、見直しが行われた場合、加算の効果検証が必要であろう。

子ども・子育て支援法には「仕事・子育て両立支援事業」の規定があるが、両立支援事業に障害児支援は含まれておらず、障害児の母親への両立支援は脆弱だといえよう。「障害児本人の地域社会への参加・包容」（厚生労働省、2014-b）と共に、母親が就労によって社会参加するためにも、障害児支援を含め「子育て支援施策全体の連続性の中で」（厚生労働省、2023-b）両立支援体制を構築することが重要である。実態に即した体制とするためには、子育て支援同様、保護者へのニーズ調査が必要だと考える。こども家庭庁の管轄、制度、財源の違いにより、障害児の母親が両立支援を得られない状況は公平ではない。

最後に本研究の限界を述べる。本研究では議事録、報告書を研究対象としたため、検討会で発言がなかった委員・構成員の選定基準や障害児支援の費用増加が就労支援の在り方に与えた影響の有無等については検証できなかった。調査方法を含め、今後の課題としたい。

【参考文献】

- 泉宗孝 (2023) 「障害のある子どもを対象とする放課後等デイサービスの役割・機能の整理」 (<https://kwmw.repo.nii.ac.jp/records/15104>) 川崎医療福祉学会誌 Vol.32、No.2、355-366 頁、2023.11.12.
- 柏女霊峰 (2015) 『子ども・子育て支援制度を読み解く——その全体像と今後の課題』誠信書房。
- 厚生労働省 (2008-a) 「障害児支援の見直しに関する検討会（議事録）」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_141305.html) 2023.11.12.

⁶ 本研究は障害児支援に焦点化した。美浦 (2021-b) によると未就労の母親が離職や再就労を諦めた要因には「スクールバスバス停や学校への送迎」「校内待機・校外学習の付き添い」も挙げられており、文部科学省との協議も必要であろう。

- 厚生労働省（2008-b）「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」（<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/07/dl/s0722-5a.pdf>） 2023.11.12.
- 厚生労働省（2011）「障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成 23 年 10 月 31 日（月）社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課／地域移行・障害児支援室」（https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaigi_shiryoudl/20111101_02.pdf） 2023.11.12.
- 厚生労働省（2014-a）「障害児支援の在り方に関する検討会（議事録）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_175271.html） 2023.11.12.
- 厚生労働省（2014-b）「今後の障害児支援の在り方について（報告書）～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～」（<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000051490.pdf>） 2023.11.12.
- 厚生労働省（2015-a）「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会（議事録）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_220733.html） 2023.11.12.
- 厚生労働省（2015-b）「放課後等デイサービスガイドライン」（<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000082829.pdf>） 2023.11.12.
- 厚生労働省（2016）「社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 障障発 0307 第 1 号」（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc_keyword?keyword=障障発 0307 第 1 号&dataId=00tc1862&dataType=1&pageNo=1&mode=0） 2024.2.2.
- 厚生労働省（2017-a）「児童発達支援に関するガイドライン策定検討会（議事録）」（http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_396762.html） 2023.11.12.
- 厚生労働省（2017-b）「児童発達支援ガイドライン」（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujuhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000171670.pdf>） 2023.11.12.
- 厚生労働省（2021-a）「障害児通所支援の在り方に関する検討会議事録」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19218.html） 2023.11.12.
- 厚生労働省（2021-b）「障害児通所支援の在り方に関する検討会第 1 回（R3.6.14）資料 3「障害児通所支援の現状等について」（<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000791880.pdf>） 2023.11.30.
- 厚生労働省（2021-c）「障害児通所支援の在り方に関する検討会第 2 回（R3.7.5）資料 5「児童発達支援事業の現状と課題について」（<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000800747.pdf>） 2023.11.30.
- 厚生労働省（2021-d）「障害児通所支援の在り方に関する検討会第 2 回（R3.7.5）参考資料 4「障害児通所支援の現状等について（第 1 回検討会資料 3 に P11 の資料を追加）」（<http://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000801033.pdf>） 2023.11.30.

- 厚生労働省 (2021-e) 障害児通所支援の在り方に関する検討会第 3 回 (R3.7.15) 資料 6「放課後等デイサービスの現状と課題について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000806210.pdf>) 2023.11.30.
- 厚生労働省 (2021-f) 「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書—すべての子どもの豊かな未来を目指して—」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000845350.pdf>) 2023.11.12.
- 厚生労働省 (2023-a) 「「障害児通所支援に関する検討会」議事録」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27047.html) 2023.11.12.
- 厚生労働省 (2023-b) 「障害児通所支援に関する検討会報告書—すべてのこどもがともに育つ地域づくりに向けて—」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001078895.pdf>) 2023.11.12.
- 厚生労働省・こども家庭庁 (2023) 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第 39 回 (R5.10.18) 資料 1「児童発達支援・放課後等デイサービスに係る報酬・基準について《論点等》」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001157665.pdf>) 2023.11.12.
- 子ども・子育て支援法 (<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=424AC0000000065>) 2023.11.12.
- 下無敷順一、小林由紀子、川澄千尋、池本喜代正 (2018) 「障害児の放課後等デイサービス事業に関する一考察—栃木県の事業所における運営実態と課題—」(<https://uuair.repo.nii.ac.jp/records/11730>) 宇都宮大学教育学部教育実践紀要第 5 号別刷、389-392 頁、2023.11.12.
- 春木裕美 (2015) 「障害児の母親の就労に関連する要因」『発達障害研究』第 37 巻第 2 号、174-185 頁。
- 春木裕美 (2019) 「学齢期の障害児を育てる母親の就業についての実態調査—就業形態別の比較に焦点を当てて—」『厚生指針』Vol.66、No.7、26-35 頁。
- 春木裕美 (2023) 「障害児を育てる母親の就業と障害児施策：医療的ケア児を育てる母親に焦点を当てて」『社会保障研究』Vol.8、No.1、31-43 頁。
- PwC コンサルティング合同会社 (2021) 令和 2 年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究—放課後等デイサービスの在り方—事業報告書」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000797294.pdf>) 2023.11.30.
- 藤原里佐 (2002) 「障害児の母親役割に関する再考の視点—母親のもつ葛藤の構造—」(http://www.jstage.jst.go.jp/article/jssw/43/1/43_KJ00006852792/_pdf-char/ja) 社会福祉学 Vol.43、No.1、146-154 頁、2023.11.12.
- 松澤明美、涌水理恵、西垣佳織、藤岡寛、佐藤奈保、岩田直子、岸野美由紀、山口慶子、佐々木美輝子 (2019) 「在宅生活する学齢期の障がい児を育てる母親の就労とその関連要因」(<https://www.jschild.med-all.net/Contents/private/cx3child/2019/007804/009/0334-0342.pdf>) 小児保健研究第 78 巻第 4 号、334-342 頁、2023.11.12.

- 丸山啓史 (2013) 「障害児の放課後活動の役割をめぐる論点」『障害者問題研究』第 41 巻第 2 号、91-98 頁。
- 丸山啓史 (2015) 「障害児の放課後等デイサービス事業所における保護者の就労支援の位置づけ」 (https://toshoh2.kyokyo-u.ac.jp/webopac/S007v127p77-91_maruyama._?key=FMBPJU) 京都教育大学紀要 No.127、77-91 頁、2019.12.13.
- 丸山啓史 (2018) 「障害者福祉と学校教育の連携—放課後等デイサービスに焦点を当てて—」『社会保障研究』Vol.2、No.4、512-523 頁。
- 美浦幸子 (2019) 「東京 23 区における障害児の母親の就労状況と支援策の検討」 (<https://swu.repo.nii.ac.jp/records/6689>) 昭和女子大学現代ビジネス研究所 2018 年度紀要、2023.11.30.
- 美浦幸子 (2021-a) 「世田谷区における障害児の母親の就労状況と支援策の検討」『都市社会研究』第 13 号、145-157 頁。
- 美浦幸子 (2021-b) 「障害児の母親の就労状況と課題 (上)」『厚生福祉』第 6686 号、2-7 頁。
- 美浦幸子 (2022-a) 「障害児の母親の就労状況と課題 (下)」『厚生福祉』第 6701 号・合併号、2-6 頁。
- 美浦幸子 (2022-b) 「障害児の母親の就労状況と就労に関連する要因」 (<https://swu.repo.nii.ac.jp/records/7261>) 昭和女子大学現代ビジネス研究所 2021 年度紀要、2023.11.30.
- 美浦幸子 (2023) 「障害児の母親への職場における両立支援に必要な配慮についての考察」 (<https://swu.repo.nii.ac.jp/records/7373>) 昭和女子大学現代ビジネス研究所 2022 年度紀要、2023.11.30.
- みずほ情報総研株式会社 (2017) 「保育所における障害児保育に関する研究報告書」 (https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/pdf/kosodate2017_03.pdf) 2023.11.12.
- 山本佳代子 (2017) 「K 市における放課後等デイサービス事業所の現状と課題—放課後等デイサービスガイドラインをふまえて—」 (<https://seinan-jo.repo.nii.ac.jp/records/23>) 西南女学院大学紀要 Vol.21、107-114 頁、2023.11.12.
- Ejiri, K. and Matsuzawa, A. (2017) “Factors associated with employment of mothers caring for children with intellectual disabilities,” (https://www.icc.ac.jp/ejiri/Ejiri2017_IJDD.pdf) *International Journal of Developmental Disabilities*,65(4),pp.239-247,2023.1.11.